

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年4月1日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

新潟市監査委員訓令第2号

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程

新潟市監査委員における新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第5号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の死者情報に係る取扱いの例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。